

第50回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

I. 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
 - (5) 財産および損益の状況の推移
 - (8) 主要な事業内容ならびに主要な営業所および工場
 - (9) 使用人の状況
 - (10) 主要な借入先および借入額の状況
 - (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
 - (2) 責任限定契約の内容の概要
 - (3) 補償契約の内容の概要等
 - (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 - (6) その他会社役員に関する重要な事項
 - (7) 社外役員に関する事項
5. 会計監査人に関する事項
6. 業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要
および当該体制の運用状況の概要
7. 会社の支配に関する基本方針
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

Ⅱ．連結計算書類

- 1．連結株主資本等変動計算書
- 2．連結注記表

Ⅲ．計算書類

- 1．株主資本等変動計算書
- 2．個別注記表

Ⅳ．監査報告書

- 1．連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 2．計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- 3．監査等委員会の監査報告書

第50期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社シャルレ

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第47期 2022年3月期	第48期 2023年3月期	第49期 2024年3月期	第50期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	15,565	13,255	13,168	11,548
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	1,704	251	557	△961
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,720	301	615	△934
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,016	△740	585	△1,012
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	64.18	△46.75	37.01	△64.51
純 資 産 (百万円)	18,814	17,806	18,319	16,852
総 資 産 (百万円)	22,145	20,485	21,394	19,260

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第48期における売上高、営業利益又は営業損失(△)、経常利益又は経常損失(△)の大幅な減少は、両セグメントにおいて売上高が第47期よりも大幅に減少したことによります。また、親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)および1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の大幅な減少は、両セグメントにおいて特別損失が発生したことによります。これにより純資産および総資産の額も第47期から大きく減少いたしました。
3. 第49期における親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)および1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の大幅な増加は、レディースインナー等販売事業において、本社売却による固定資産売却益や本社移転費用などの特別利益・特別損失が発生したことによります。これにより純資産および総資産の額も第48期から増加いたしました。
4. 第50期における売上高、営業利益又は営業損失(△)、経常利益又は経常損失(△)、親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)および1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の大幅な減少は、両セグメントにおいて売上高が第49期よりも大幅に減少したことによります。これにより純資産および総資産の額も第49期から大幅に減少いたしました。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 47 期 2022年 3 月期	第 48 期 2023年 3 月期	第 49 期 2024年 3 月期	第 50 期 2025年 3 月期
売 上 高 (百万円)	13,161	11,967	12,083	11,076
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	544	100	284	△912
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	564	125	331	△892
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	265	△724	351	△958
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	16.76	△45.72	22.19	△61.01
純 資 産 (百万円)	17,826	16,948	17,164	15,695
総 資 産 (百万円)	20,571	19,381	20,087	18,026

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第48期における営業利益又は営業損失 (△)、経常利益又は経常損失 (△) の大幅な減少は、第47期に比べ子会社のシャワーヘッドの販売が低調であったことによるものです。当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な減少は、主に希望退職者募集の実施に伴う特別退職金の支払いが発生したことによります。
3. 第49期における当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な増加は、本社売却による固定資産売却益や本社移転費用などの特別利益・特別損失が発生したことによります。これにより純資産および総資産の額も第48期から増加いたしました。
4. 第50期における営業利益又は営業損失 (△)、経常利益又は経常損失 (△)、当期純利益又は当期純損失 (△) および 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) の大幅な減少は、第49期に比べ売上高が大幅に減少したことによるものです。販売不振による棚卸資産評価損の増加、原材料価格の高騰に伴う粗利率の低下、中期経営計画を推進するためのコストの増加などにより大きな損失となりました。また、これにより純資産および総資産の額も第49期から減少いたしました。

(8) 主要な事業内容ならびに主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

①企業集団の主要な事業内容

事業区分	事業内容
レディースインナー等販売事業	レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	ウルトラファインバブル技術製品・その他の開発、製造、販売

②企業集団の主要な営業所および工場

1) 当社

本店	兵庫県神戸市中央区
営業所	池袋オフィス（東京都豊島区）、ポートアイランドオフィス（兵庫県神戸市中央区）、三宮オフィス（兵庫県神戸市中央区）
配送センター	埼玉配送センター（埼玉県川越市）、福岡配送センター（福岡県糟屋郡宇美町）

（注） 1. 本社を2024年4月1日付で兵庫県神戸市須磨区から本店所在地がある兵庫県神戸市中央区に移転しました。

2. 本社の移転に伴い、三宮オフィスを2024年4月22日付で、ポートアイランドオフィスを同年6月3日付でそれぞれ開設しました。なお、三宮オフィスは2025年3月31日付で閉鎖しております。

2) 子会社

株式会社 T K S	本社（岐阜県岐阜市）
株式会社 W A T E R C O N N E C T	本社（岐阜県岐阜市）

(9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レディースインナー等販売事業	205（41）名	1名増（増減なし）
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	18（5）名	6名減（増減なし）
合 計	223（46）名	5名減（増減なし）

（注） 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. レディースインナー等販売事業の使用人数において、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業へ出向している1名を除いて記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
205 (41) 名	1名増 (増減なし)	46.7歳	20.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額の状況 (2025年3月31日現在)

①当社

該当事項はありません。

②子会社

借入先	借入金残高
岐阜信用金庫	11百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

オンヨネ株式会社の子会社化

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、オンヨネ株式会社の株式を取得して子会社化することを決議し、同年5月1日付で株式譲渡契約を締結しました。内容の詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,086,250株
- (3) 株主数 5,600名（前期末比 165名減少）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
林 雅 晴	1,508	9.67
有 限 会 社 G & L	1,272	8.15
有 限 会 社 L a m ' s	956	6.12
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	906	5.80
林 勝 哉	843	5.40
瀬 崎 五 葉	834	5.35
林 宏 子	737	4.73
林 充 孝	668	4.28
林 直 樹	458	2.94
林 達 哉	291	1.86

（注）持株比率は、自己株式（474,199株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各監査等委員である取締役との間で締結しております。

当社が各監査等委員である取締役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

「各監査等委員である取締役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社についてはすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）とし、子会社についてはすべての取締役および監査役としております。その保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の填補の対象は、被保険者がその職務の執行に関して行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等としております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償責任については、填補されません。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等（2025年3月31日現在）

地 位 お よ び 氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
取締役（常勤監査等委員） 吉 田 金 吾	—	—	—
取締役（監査等委員） 岸 本 達 司	新世綜合法律事務所 大和ハウス工業株式会社	代表パートナー 社外監査役	当社と兼職先との間に特別の 関 係 は あ り ま せ ン 。
取締役（監査等委員） 井 出 久 美	井出久美公認会計士事務所 グローバルスタイル株式会社 株式会社ブッキングリゾート	所長 社外取締役 社外取締役	当社と兼職先との間に特別の 関 係 は あ り ま せ ン 。
取締役（監査等委員） 茂 永 崇	松村・茂永法律事務所	代表弁護士	当社と兼職先との間に特別の 関 係 は あ り ま せ ン 。

②社外役員の主な活動状況

地 位 、 氏 名 および在任期間	出席状況、発言状況および社外取締役期待される 役 割 に 関 して 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 （常勤監査等委員） 吉 田 金 吾 在任期間7年9月のうち、 監査役としての在任期間4 年、社外取締役としての在 任期間3年9月	【取締役会】 当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席し、長年にわたり金融・財務分野に携わり、金融機関の法人部門や内部管理部門に在籍した豊富な経験および知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性の確保に大きく貢献しております。 【監査等委員会】 当事業年度に開催された監査等委員会23回のすべてに出席し、金融機関の法人部門や内部管理部門に在籍した豊富な経験および知見から、適切な監査・監督を行っております。 【指名委員会・報酬委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会5回、報酬委員会7回のすべてに出席し、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程における監督を主導しております。 【コンプライアンス委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会5回のすべてに出席し、委員として適宜必要に応じて発言を行っております。 【ガバナンス向上委員会】 当事業年度に開催された外部諮問機関であるガバナンス向上委員会5回のすべてに出席し、委員として独立性を有する社外取締役の観点から、適宜発言を行っております。

地 位 、 氏 名 および在任期間	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役（監査等委員） 岸 本 達 司 在任期間13年9月のうち、 監査役としての在任期間10 年、社外取締役としての在 任期間3年9月	【取締役会】 当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、弁護士としての経験を通して培った専門的知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献しております。 【監査等委員会】 当事業年度に開催された監査等委員会23回のうち22回に出席し、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。 【指名委員会・報酬委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会5回、報酬委員会7回のすべてに出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。 【コンプライアンス委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会5回のすべてに出席し、委員長として当社グループにおけるコンプライアンス事案の審議などを主導しております。 【ガバナンス向上委員会】 当事業年度に開催された外部諮問機関であるガバナンス向上委員会5回のすべてに出席し、委員長として当社においてのコーポレート・ガバナンスの強化に向けて審議などを主導しております。
取締役（監査等委員） 井 出 久 美 在任期間11年9月のうち、 監査役としての在任期間8 年、社外取締役としての在 任期間3年9月	【取締役会】 当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席し、公認会計士としての財務および会計の専門知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献しております。 【監査等委員会】 当事業年度に開催された監査等委員会23回のすべてに出席し、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見から、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。 【指名委員会・報酬委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会5回、報酬委員会7回のすべてに出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。 【コンプライアンス委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会5回のすべてに出席し、委員として適宜必要に応じて発言を行っております。 【ガバナンス向上委員会】 当事業年度に開催された外部諮問機関であるガバナンス向上委員会5回のすべてに出席し、委員として独立性を有する社外取締役の観点から、適宜発言を行っております。

地 位、氏 名 および在任期間	出席状況、発言状況および社外取締役期待される 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役（監査等委員） 茂 永 崇 在任期間3年9月のうち、 社外取締役としての在任期間3年9月	【取締役会】 当事業年度に開催された取締役会22回のすべてに出席し、弁護士や民事調停委員等幅広く活動してきた経験を通して培った専門的な知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化ならびにコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス経営に大きく貢献しております。 【監査等委員会】 当事業年度に開催された監査等委員会23回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。 【指名委員会・報酬委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会5回、報酬委員会7回のすべてに出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。 【コンプライアンス委員会】 当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会5回のすべてに出席し、委員として適宜必要に応じて発言を行っております。 【ガバナンス向上委員会】 当事業年度に開催された外部諮問機関であるガバナンス向上委員会5回のすべてに出席し、委員として独立性を有する社外取締役の観点から、適宜発言を行っております。

(参考) 指名委員会および報酬委員会

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の指名および取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の妥当性を確保すべく、審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会と報酬委員会を設置しております。指名委員会および報酬委員会は、独立性を有する社外取締役（監査等委員）4名、代表取締役社長および業務執行取締役1名で構成されており、構成員の過半数を独立性を有する社外取締役（監査等委員）とするとともに、それぞれの委員長は独立性を有する社外取締役（監査等委員）より選任しております。

(参考) コンプライアンス委員会

当社は、当社グループの取締役・使用人および取引先等による不正行為の抑止等を図るとともに、当社グループの社会的信頼の維持およびコンプライアンス態勢を確立するために、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、独立社外取締役4名で構成されております。コンプライアンス委員会は、原則として定期的（四半期）に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンス態勢に関する状況の確認、不正行為の疑いがある事案の事実関係の調査・審議を行い、適宜、取締役会へ報告・意見具申することを責務としております。

(参考) ガバナンス向上委員会

当社は、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実（経営の透明性・公正性）を図ることで、社内体制の強化を図るとともに、対外的にもコーポレート・ガバナンスの強化に取り組む姿勢をアピールすることで企業としての信頼感・安心感を醸成することを目的として、外部諮問機関としてガバナンス向上委員会を設置しております。ガバナンス向上委員会は、独立社外取締役4名で構成されております。ガバナンス向上委員会は、原則として定期的（四半期）に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コーポレート・ガバナンス意識向上のための提言および助言を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するヒアリングや、取締役会および経営会議等の会議体のモニタリングを行い、委員会内において意見交換を行っております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に向けたコーポレート・ガバナンスにおける意識向上のための教育プログラムの策定および研修を実施しております。

(参考) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の研鑽・研修の方針

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対して必要な研鑽および研修の機会を設け、それらに要する費用を負担しております。

具体的には、業務執行取締役に対して、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスのみならず、企業経営やサステナビリティ等を含めた上場企業の取締役としての役割・責務を果たすために必要な知識を習得する機会として、社外セミナーへの参加に対して当社が費用を負担したり、弁護士等の外部専門家による法令等に関する研修会を開催したりするなどし、研鑽および研修の機会を設けております。

また、社外取締役を招聘する際には、当社の基本理念を理解いただき、事業概要、事業計画等について説明するとともに、当社に関する知識を深める目的で、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等を行える機会を設け、社外取締役としての役割・責務を果たせるように支援しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

海南監査法人

(2) 継続監査期間

2年間

(3) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員：坂東和宏、松井勝裕

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
②当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. ①の金額は、すべて、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額であります。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(5) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の監査計画における監査時間および報酬額の見積りの算出根拠の相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです（以下の引用における「委嘱者」は当社を指し、「受嘱者」は会計監査人を指します。）。

「会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、100百万円または受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。」

(8) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(9) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要

当社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりです。（最終改正2021年6月23日）

①当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、コンプライアンス行動基準を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社の取締役および使用人に徹底しております。また、法令、企業倫理、社会規範等を尊重するとともに、反社会的勢力との関係断絶等を遵守するための基本的事項を「コンプライアンス規程」に定めております。

監査等委員である取締役（すべて独立社外取締役）で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性および透明性を高めたガバナンスの強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組んでおります。

取締役および使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合の具体的な対応は「コンプライアンス相談・申告要領」に定めております。相談・申告窓口として、社内外に「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。その相談・申告された内容は、「コンプライアンス委員会」による調査を通じて、取締役会が違法行為の停止や再発の防止等の是正措置を図る体制をとっております。

取締役および使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、定期的なコンプライアンス教育を実施しております。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書および関連資料等）に関する文書等（電磁的記録を含む。）は、社内規程（「文書管理規程」、「企業機密管理規程」、「情報処理システム管理規程」等）に従い、適切に保存および管理しております。また、閲覧・謄写の必要性がある場合は、必要な関係者が閲覧・謄写できる体制にしております。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク管理部門が当社の予見されるリスク情報の管理を行い、リスクの未然防止に努めております。また、リスクの定義や管理体制等については、経営環境の変化に対応し、適時見直しを行っております。

経営上の重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指示のもと、対策本部を設置し、業務執行取締役および当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の確認・把握をした上で、対応策を検討し、リスクの最小化、収束に努める体制にしております。

災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画（BCP）を定め、事業活動の継続や早期の再開ができる体制にしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、業務執行取締役ならびに各部門長にて策定した当社および子会社（以下、当社グループ）の経営方針や経営計画、年度予算等を承認しております。業務執行取締役ならびに常勤監査等委員である取締役は、経営会議に出席するとともに、全社の業務計画や業績等の進捗を把握し、改善策を検討した上で、四半期単位にて取締役会に報告しております。

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、業務執行取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に職務の執行が行える体制にしております。

⑤当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の統制・管理における適正化を図り、当社グループの利益を向上させるとともに、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「グループ企業管理規程」を定めております。

当社は、子会社の事業計画、業績、業務の進捗およびその他の重要な情報については、定期的に担当取締役より当社の取締役会に報告を行うとともに、必要に応じて子会社の取締役より業務執行状況を当社の取締役会に報告を行う体制にしております。

当社は、子会社のコンプライアンス態勢、重要情報の保存・管理体制、リスク管理体制等について、当社の社内規程に準じて子会社が規程を定め、運用することで、企業グループの統制・管理を行うことにしております。

当社の内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査手続を実施し、当社の代表取締役社長が監査状況を取締役に報告するものとしており、企業グループの内部統制の効率性と有効性を確保する体制にしております。

当社の監査等委員会は、必要に応じて会計監査人や内部監査部門と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関する監査を行える体制にしております。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき体制として、内部監査部門内に監査等委員会事務局を設置しております。

監査等委員会は、「監査等委員会規則」に基づき、監査等委員会の職務を補助する使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社グループ全体の情報を収集し、監査等委員会に報告できるようにしております。

⑦取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は「監査等委員会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査等委員会から受けた指示に関して、取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動については、監査等委員会の同意を必要としております。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務評価等は常勤監査等委員である取締役が行い、監査等委員会に報告しております。

⑧当社の監査等委員会への報告をするための体制

当社の監査等委員会は、事業の報告等について、当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および監査役、使用人より報告を受けられる体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、当社グループの重要な会議へ出席できるようにしております。

当社の監査等委員会は、当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および監査役、使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合は、報告を受けられる体制をとっております。

⑨当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および監査役、使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを「監査等委員会規則」に定めております。

⑩当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社が負担いたします。

⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、監査等委員会の監査の実効性を高めるために、定期的に会計監査人および内部監査部門と意見交換を行う体制にしております。

監査等委員会は、事業課題や監査体制等について、必要に応じて代表取締役社長と意見交換をしております。

当社は、監査等委員会が監査等委員会の職務を補助する使用人に対して監査に必要な調査を求めることができ、必要に応じて、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制にしております。

⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準に基づき、関連規程等を整備するとともに、代表取締役社長が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制ならびにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制等についての運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①コンプライアンスに関する体制

「コンプライアンス基本指針」や「コンプライアンス行動基準」は社内ポータルサイトに掲載し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）や使用人に対して常に閲覧できるようにしております。また、当社に関わるビジネスメンバーや取締役（監査等委員である取締役を含む。）、使用人に対して、ビジネス活動におけるモラルやルール、法令遵守などの行動基準を示した「シャルレ行動規範」においても、周知徹底に努めております。

独立社外取締役を構成員としたコンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス事案の審議や進捗報告を行っております。

また、常勤の取締役および使用人を対象に社内イントラネットを活用したコンプライアンスおよび個人情報保護に関する教育を定期的実施し、法令遵守意識の向上および定着に努めております。

さらに、法令や規程違反等の早期発見および未然防止を目的に、当社グループ内にホットライン制度（内部通報制度）を導入し、社内外にコンプライアンス相談窓口を設置しております。申告・相談があった場合は、コンプライアンス委員会にて調査を行い、当該調査結果を取締役会に報告する運用を行っております。

②リスク管理に関する体制

「リスクマネジメント規程」に基づき、総務部門が、経営上のリスク等の管理を統括し、定期的に総務部門部長および常勤の取締役等に報告するとともに、適切かつ迅速に対応しております。また、顕在化した経営上の重大なリスクについては、常勤の取締役や関係部署による情報の共有化や対応策の検討を行い、代表取締役社長指示のもとリスクの最小化・収束に努めております。

事業継続計画（BCP）については、災害発生時などの緊急事態における社内体制のルールやインフラ整備等に取り組み、事業活動の継続ならびに早期の再開を可能とする体制を構築しております。

③取締役の職務執行の効率性に関する体制

当社グループの中期経営計画や年度予算等の策定については、業務執行取締役および関連部門長を主体とする定例ミーティングを通じて討議・審議を重ねた上で、経営会議または取締役会にて決議しております。

また、定例ミーティングを通じて、業務執行取締役が当事業年度における当社グループの業務計画や業績等の進捗確認、対応策を検討しております。また、四半期単位で取締役会にその業務や業績の進捗状況ならびに職務執行状況を報告しております。

④当社グループの企業集団における業務の適正を確保する体制

「グループ企業管理規程」を定め、子会社の統制・管理を適切に行っております。子会社の業績や重要な情報ならびに取締役の職務執行状況については、四半期ごとに子会社の取締役から取締役会に報告しております。

また、子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制等は当社の社内基準に準じた規程を整備しております。

⑤監査等委員会の監査の実効性に関する体制

常勤の監査等委員である取締役は、経営会議などの社内の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門との定例ミーティングの実施や必要に応じて関連部署の使用人にヒアリングを行うなど、適宜、情報収集を行い、監査等委員会に報告しております。

また、監査等委員会は、監査方針や監査計画に基づき、会計監査人や内部監査部門と連携を図りながら、情報共有や意見交換を行い、監査等委員会による当社グループへの執行業務や財産等に関する監査を実施しております。

さらに、監査等委員会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行い、監査等委員会の職務を補助する使用人に対して必要な調査を求めたり、外部の有識者と随時相談したりすることができる体制にしております。

⑥財務報告の適正性に関する体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価の基本計画において、当社グループの内部統制評価の実施方針、評価の範囲および代表取締役社長を最高責任者とした推進体制を定めております。当該基本計画に基づき、財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を評価しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの適正な利益還元を経営の重要課題として位置付けており、配当につきましては、各事業年度の業績に応じて配当性向70%程度または1株当たり年間8円配当を下限と定め、そのいずれか多い方を基準として継続的な配当を行うことを方針としており、剰余金の配当回数につきましては年1回の期末配当を基本方針としております。ただし、年間8円の配当を下限とする基準は、2025年3月期から2029年3月期までの5期間に適用されます。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款にて定めておりますが、期末配当につきましては、定時株主総会による決議を原則としております。

なお、内部留保は企業の安定性と株主利益を念頭に置き、既存事業の拡大、新規事業の開拓や提携など企業価値向上のために将来投資に活用する所存で、同時に資本効率の向上と株式需給調整の観点から株主資本の充実度合いとキャッシュ・フローの状況に応じて自己株式の取得も検討してまいります。

(参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社が定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の客観性や透明性を高めるとともに、迅速かつ適正な意思決定につながる企業経営を追求してまいります。そして、当社グループの経営方針に基づき、お客さま、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

(参考) 関連当事者の取引に関する手続

当社のコーポレートガバナンス基本方針に則り、関連当事者の取引については、事前に取り締役会の承認を得なければならないものとし、取締役会が監視しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	100	8,398	10,008	△131	18,374
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△411		△411
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,012		△1,012
自 己 株 式 の 取 得				△85	△85
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,424	△85	△1,509
2025年3月31日残高	100	8,398	8,584	△216	16,865

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2024年4月1日残高	△62	6	△55	18,319
当連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△411
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				△1,012
自 己 株 式 の 取 得				△85
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	△14	57	43	43
当連結会計年度中の変動額合計	△14	57	43	△1,466
2025年3月31日残高	△77	64	△12	16,852

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2 社

主要な連結子会社の名称

株式会社TKS、株式会社WATER CONNECT

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日との差は 3 か月以内であるため、連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②商品及び製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3 年 ～ 50 年

構 築 物 5 年 ～ 20 年

- ②無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年または10年）に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、主として賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- レディースインナー等販売事業においては、レディースインナーを中心とする衣料品、化粧品、健康食品等の卸売販売を、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業においては、シャワーヘッド製品等の製造・販売を主な事業としており、このような商品及び製品の販売については引渡し時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は顧客との契約において約束した対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月で受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ②のれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却にともない生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社では、レディースインナー等販売事業及びウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業を営んでおり、主な財またはサービスの種類は、レディースインナー等を中心とする衣料品、化粧品、健康食品や、シャワーヘッド製品等であります。またそれぞれの事業の売上高は、レディースインナー等販売事業110億76百万円、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業4億94百万円(セグメント間の内部売上高22百万円を含みます。)であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	168百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	112
契約負債（期首残高）	258
契約負債（期末残高）	290

契約負債は、主に商品の引渡前に前受金として顧客から受け取った金額の残高と、レディースインナー等販売事業の当社の代理店が代理店契約から購入した売上額をポイントとして累積し、ポイントが一定の基準に達する度に報奨金の支払いを行う制度を運用しており、その累積の達成がまだ行われていない金額で、期末時点において履行義務が充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識にともない取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、80百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が32百万円増加した主な理由は、当社及び連結子会社の前受金の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用しており、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及びレディースインナー等販売事業の当社代理店の売上額を累積したポイントに対して報奨金を支払う制度については、注記の対象に含めておりません。なお、当該累積ポイントは10年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 税効果会計

当社グループは、繰延税金資産及び繰延税金負債の見積りについて、レディースインナー等販売事業においては、かねてからの課題である訪問販売員の高齢化による活動鈍化やビジネス稼働人数の低下、新規ビジネス参画者の減少などによる業績低迷からの改善が遅れており、需要の低下は今後も継続すると仮定しております。そのため課税所得の見積りが今後も一定程度減少する見込みとしているため、回収不能またはスケジューリング不能と判断した繰延税金資産に対して評価性引当額を設定し、繰延税金資産を計上しておりません。繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっており、今後の業績の推移やその影響範囲等は大きく変動する可能性があります。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額は次のとおりです。

繰延税金資産	9百万円
繰延税金負債	401百万円

2. 退職給付会計

当社グループは、従業員の大多数を対象とするいくつかの退職金制度を有しており、当社においては、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型）における、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれており、当社グループとしては使用した数理計算上の仮定は妥当なものと判断しておりますが、仮定自体の変更により、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用に重要な影響を与える可能性があります。

割引率に関しては国内社債の利回りに基づいて設定しております。2025年3月31日時点における、国内社債のうち満期までの期間が、予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としており、当連結会計年度末における割引率は2.0%であります。

年金資産の長期期待運用収益率に関しては、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産の過去の運用実績率や現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。当連結会計年度末における長期期待運用収益率は2.7%であります。これらの基礎率は退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用に重要な影響を及ぼす可能性があります。当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額は次のとおりです。

退職給付に係る資産	1,150百万円
退職給付に係る負債	84百万円
退職給付費用	99百万円

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(耐用年数の変更)

当連結会計年度において、当社の三宮オフィスの閉鎖を決定したため、閉鎖後に利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、閉鎖予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。また同様に、三宮オフィスの不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る費用について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額についても償却に係る合理的な期間を短縮しております。これにより従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ29百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 2,204百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 16,086,250株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び株式数 普通株式 474,199株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	411	利 益 剰余金	26	2024年3月31日	2024年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
以下のとおり、付議する予定であります。

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配当金(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	124	利 益 剰余金	8	2025年3月31日	2025年6月19日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引についてはリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。また連結子会社については一部必要な資金に関して銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券である投資信託及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主に現金取引であるため売掛債権は少額であります。売掛債権が発生した場合は、ビジネスメンバー管理規程に従い、営業推進部が代理店の状況をモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理しているため、信用リスクは僅少であります。連結子会社では、経営戦略部が、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券の債券は、資金運用方針に従い、格付の高い債券のみを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。当該リスクに関しては、取引権限や限度額等を定めた資金運用規程に基づき、取締役会で承認された資金運用方針に従い、コーポレートサービス部が取引及び管理を行い、残高照合等も行っております。取引実績及び残高は、時価も含めコーポレートサービス部から担当取締役に月次で報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時 価（*1）	差 額（*1）
(1) 投資有価証券 其他有価証券	2,325	2,325	－
(2) 長期借入金（*2）	(11)	(11)	(0)
(3) 長期未払金	(122)	(107)	(△14)

現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

区 分	時 価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券				
社 債	－	1,979	－	1,979
その他（投資信託）	－	345	－	345
資産計	－	2,325	－	2,325

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。投資信託は、非上場投資信託であり、活発な市場がないことから公表されている基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	－	11	－	11
長期未払金	－	107	－	107
負債計	－	119	－	119

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 1,079円45銭

1 株当たり当期純損失 64円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、オンヨネ株式会社（以下、「オンヨネ社」という。）の株式を取得して子会社化することを決議し、同年5月1日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：オンヨネ株式会社

事業の内容：スポーツウェアの企画・製造・販売

(スキーウェア・スノーボードウェア・アウトドアウェア・フィジカルサポートウェア)

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、グループ中期経営計画（2024年4月～2029年3月）の基本方針において「グループ事業間での機能強化・補完・シナジー性の発揮できる新規事業の探索・開発」を重要項目に掲げ、新規事業の探索・開発に積極的に取り組んでおります。このたび当社が株式を取得するオンヨネ社は、スノーウェアを中心とする各種スポーツウェアの企画・製造・販売を行っており、同分野や健康関連分野で培われた優れた技術力、商品開発力、マーケティング力等のノウハウを有しております。そのノウハウを活かし、当社チャネルでの健康関連分野の新たな商品投入を行うことでシナジーを実現し、グループ収益を拡大できると考えております。

また、オンヨネ社の売上高は現状安定的に推移しておりますが、今後、オールシーズンに対応する商品、また、健康関連分野の製品企画・開発や、海外のスキー市場需要を見越した展開等で、さらなる事業成長が期待できると考えております。

このように、こだわりのものづくりを行う企業を子会社化することにより、当社グループとしての企業価値向上につながるものと考えております。

(3) 企業結合日（予定）

2025年5月22日（みなし取得日は2025年5月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

94.48%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手先希望により非開示としておりますが、取得価額については、第三者機関に評価を依頼し弁護士及び公認会計士を含む社内外の有識者による検証を行い、公正なプロセスを経て株式譲渡の相手先と協議のうえ決定しております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内容

現時点では確定しておりません。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月 1 日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2024年4月1日残高	100	4,897	3,500	8,398	650	8,900	△688	8,861	△131	17,227
当事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当							△411	△411		△411
当 期 純 損 失							△958	△958		△958
自 己 株 式 の 取 得									△85	△85
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										－
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,369	△1,369	△85	△1,454
2025年3月31日残高	100	4,897	3,500	8,398	650	8,900	△2,058	7,491	△216	15,772

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	△62	△62	17,164
当事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△411
当 期 純 損 失			△958
自 己 株 式 の 取 得			△85
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△14	△14	△14
当事業年度中の変動額合計	△14	△14	△1,469
2025年3月31日残高	△77	△77	15,695

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(計算書類作成のための基本となる重要な事項)

重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②商 品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3 年 ～ 50 年

構 築 物 5 年 ～ 20 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年または10年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

レディースインナー等販売事業においては、レディースインナーを中心とする衣料品、化粧品、健康食品等の卸売販売を主な事業としており、このような商品の販売については引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は顧客との契約において約束した対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で算定しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1か月で受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、レディースインナー等販売事業を営んでおり、主な財またはサービスの種類は、レディースインナー等を中心とする衣料品、化粧品、健康食品等であります。またそれぞれの売上高は、衣料品類78億6百万円、化粧品類20億36百万円、健康食品類9億25百万円、その他3億8百万円であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 税効果会計

当社は、繰延税金資産及び繰延税金負債の見積りについて、かねてからの課題である訪問販売員の高齢化による活動鈍化やビジネス稼働人数の低下、新規ビジネス参画者の減少などによる業績低迷からの改善が遅れており、需要の低下は今後も継続すると仮定しております。そのため課税所得の見積りが今後も一定程度減少する見込みとしているため、回収不能またはスケジューリング不能と判断した繰延税金資産に対して評価性引当額を設定し、繰延税金資産を計上しておりません。繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっており、今後の業績の推移やその影響範囲等は大きく変動する可能性があります。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度に係る個別計算書類において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。当事業年度に係る個別計算書類に計上した額は次のとおりです。

繰延税金負債	369百万円
--------	--------

2. 退職給付会計

当社は、従業員の大多数を対象とするいくつかの退職金制度を有しており、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型）における、前払年金費用、退職給付引当金及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれており、当社としては使用した数理計算上の仮定は妥当なものと判断しておりますが、仮定自体の変更により、前払年金費用、退職給付引当金及び退職給付費用に重要な影響を与える可能性があります。

割引率に関しては国内社債の利回りに基づいて設定しております。2025年3月31日時点における、国内社債のうち満期までの期間が、予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としており、当事業年度末における割引率は2.0%であります。

年金資産の長期期待運用収益率に関しては、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産の過去の運用実績率や現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。当事業年度末における長期期待運用収益率は2.7%であります。これらの基礎率は前払年金費用、退職給付引当金及び退職給付費用に重要な影響を及ぼす可能性があります。当事業年度に係る個別計算書類に計上した額は次のとおりです。

前払年金費用	1,073百万円
退職給付引当金	102百万円
退職給付費用	49百万円

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(耐用年数の変更)

当事業年度において、三宮オフィスの閉鎖を決定したため、閉鎖後に利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、閉鎖予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。また同様に、三宮オフィスの不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る費用について、敷金のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額についても償却に係る合理的な期間を短縮しております。これにより従来の方法に比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ29百万円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,015百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	0百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	22百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数	普通株式	474,199株
---------------------	------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

商 品	205百万円
税務上の繰越欠損金	1,017百万円
賞 与 引 当 金	25百万円
未 払 金	24百万円
契 約 負 債	65百万円
退 職 給 付 引 当 金	76百万円
そ の 他	66百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	1,482百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,017百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△465百万円
評 価 性 引 当 額 小 計	△1,482百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	—

繰延税金負債

前 払 年 金 費 用	△369百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△369百万円
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	△369百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (*2)	科 目	期 末 残 高 (*2)
子会社	(株) T K S	100%	役員の兼務 (1人)	シャワーヘッド の仕入	百万円 22	前渡金	百万円 0

(*1) 取引条件及び取引条件の決定方針につきましては、一般取引条件を参考にして決定しております。

(*2) 取引金額には消費税等は含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,005円35銭

1株当たり当期純損失 61円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、オンヨネ株式会社（以下、「オンヨネ社」という。）の株式を取得して子会社化することを決議し、同年5月1日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：オンヨネ株式会社

事業の内容：スポーツウェアの企画・製造・販売

(スキーウェア・スノーボードウェア・アウトドアウェア・フィジカルサポートウェア)

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、グループ中期経営計画（2024年4月～2029年3月）の基本方針において「グループ事業間での機能強化・補完・シナジー性の発揮できる新規事業の探索・開発」を重要項目に掲げ、新規事業の探索・開発に積極的に取り組んでおります。このたび当社が株式を取得するオンヨネ社は、スノーウェアを中心とする各種スポーツウェアの企画・製造・販売を行っており、同分野や健康関連分野で培われた優れた技術力、商品開発力、マーケティング力等のノウハウを有しております。そのノウハウを活かし、当社チャネルでの健康関連分野の新たな商品投入を行うことでシナジーを実現し、グループ収益を拡大できると考えております。

また、オンヨネ社の売上高は現状安定的に推移しておりますが、今後、オールシーズンに対応する商品、また、健康関連分野の製品企画・開発や、海外のスキー市場需要を見越した展開等で、さらなる事業成長が期待できると考えております。

このように、こだわりのものづくりを行う企業を子会社化することにより、当社グループとしての企業価値向上につながるものと考えております。

(3) 企業結合日（予定）

2025年5月22日（みなし取得日は2025年5月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

94.48%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手先希望により非開示としておりますが、取得価額については、第三者機関に評価を依頼し弁護士及び公認会計士を含む社内外の有識者による検証を行い、公正なプロセスを経て株式譲渡の相手先と協議のうえ決定しております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内容

現時点では確定しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 シャルレ
取締役会 御中

海南監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士 坂 東 和 宏
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松 井 勝 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シャルレの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャルレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年4月25日開催の取締役会において、オンヨネ株式会社の株式を取得して子会社化することを決議し、同年5月1日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社 シャルレ
取締役会 御中

海南監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士 坂 東 和 宏
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松 井 勝 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャルレの2024年4月1日から2025年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2025年4月25日開催の取締役会において、オンヨネ株式会社の株式を取得して子会社化することを決議し、同年5月1日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 取締役の選解任等および報酬等に関して

第50回定時株主総会に上程されている監査等委員である取締役以外の取締役の選任議案及び当事業年度における監査等委員である取締役以外の取締役の報酬については、いずれも相当であり、当監査等委員会としては指摘すべき事項はございません。

2025年5月9日

株式会社シャルレ 監査等委員会

常勤監査等委員 吉田金吾 ㊞

監査等委員 岸本達司 ㊞

監査等委員 井出久美 ㊞

監査等委員 茂永崇 ㊞

以上